

スマートアグリ推進事業補助金交付要綱 (平成29年6月1日告示第26号)

最終改正:

改正内容:平成29年6月1日告示第26号 [平成29年6月1日]

○スマートアグリ推進事業補助金交付要綱

平成29年6月1日告示第26号

スマートアグリ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 肉用牛の分べん時の事故を防止し、肉用牛経営の安定と規模拡大を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 畜産経営を現在営んでいる者

(補助範囲)

第3条 補助金は牛舎内の監視カメラ設置費の3分の1以内とし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、喜界町補助金交付規則(昭和63年喜界町規則第5号)第3条に規定する補助金交付申請書を準用し、提出しなければならない。ただし、事業推進に必要な関係書類を添付するものとする。

(交付決定)

第5条 交付決定の通知は、喜界町補助金交付規則第4条に規定する補助金交付決定の通知書を準用して行う。

(補助金の返還等)

第6条 補助金の交付対象者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定書を取り消し、又は既に交付した補助金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付をうけたとき。
- (2) 前各号に掲げるほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。